

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、介護サービス事業者に対し業務管理体制の整備等が義務付けられたこと等に伴い、関係する事務について新たに南部箕蚊屋広域連合に移譲する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の事務を南部箕蚊屋広域連合に移譲する。

ア 事業廃止時における介護サービス事業者及び関係者相互間の連絡調整等

イ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項についての届出の受理

ウ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る報告等の命令及び立入検査

エ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る勧告、命令等

(2) 南部箕蚊屋広域連合が処理することとする事務について定めた規定中、当該事務の根拠となる介護保険法の条項及び用語を改める。

(3) 施行期日は、平成21年5月1日とする。

鳥取県市町村交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県市町村交付金条例（以下「条例」という。）を制定し、平成18年度から平成20年度までの間、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県が市町村に対して交付金を交付することとしているが、対象事業等を見直した上で、引き続き市町村の自主的な行政運営に資するため、条例の失効期限を3年間延長し、平成23年度までの間、交付金を交付する。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成24年3月31日（現行 平成21年3月31日）まで延長する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

年金の受領等の手続を円滑に行い、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、加入者は、心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者（以下「年金管理者」という。）を2人まで指定することができることとする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 加入者は、年金管理者を2人（現行 1人）まで指定することができる。

(2) 加入者は、年金管理者を2人指定する場合は、年金を受領し、及び管理すべき年金管理者の順位を定めなければならない。

(3) 年金管理者は、加入者に申し出て、その指定を辞退することができる。

(4) 知事が行う年金管理者の変更、解除又は指定に関する規定について、所要の規定の整備を行う。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例について、引き続き在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加の促進を図るため、失効期限を3年間延長し、平成23年度までの間、助成を行うこととする。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成24年3月31日(現行 平成21年3月31日)まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

入所児童数の少ない小規模な保育施設における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図るため、助成の対象を見直す等所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 助成の対象となる施設の名称を届出保育施設等(現行 認可外保育施設)に改める。
- (2) 助成の対象となる届出保育施設等は、児童福祉法の規定により届出をしている保育施設その他知事が別に定めるもののうち、知事が別に定める要件を満たすもの(現行 入所児童が10人以上の保育施設等)とする。
- (3) 知事は、少なくとも3年ごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

八頭町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等のみだりに投棄することを禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、八頭町の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 条例の規定を適用しない区域に八頭町を加える。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

食の安心に対する消費者の信頼の確保を図るため、飲食店営業等の許可に際して営業許可証等を交付することとし、これらを掲示することを義務付けるとともに、営業許可証等の再交付等の事務に係る手数料を新たに徴収する。

##### 2 条例の概要

- (1) 飲食店営業等の許可を行ったときは、営業許可証を交付することとする。
- (2) (1)の許可が自動車又は自動販売機による営業に係るものであるときは、併せて、営業許可標識を交付することとする。
- (3) 飲食店営業等の許可を受けた者は、(1)又は(2)により交付された営業許可証等を掲示しなければならない。
- (4) (1)又は(2)により交付された営業許可証等を亡失した等の際の再交付又は書換交付について定め、それについて1件につき1,700円の手数料を新たに徴収する。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

理容師又は美容師が出張して理容又は美容を行うことについて、届出を義務付け、衛生措置を定める等の改

正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 反復継続して理容所又は美容所以外の場所において理容又は美容の業を行うこと（以下「出張理容等」という。）については、知事に届け出て、衛生措置に係る検査及び確認を受けなければならないこととする。
- (2) 知事は、(1)の確認又は理容所若しくは美容所の開設に係る確認をしたときは、確認証を交付する。
- (3) (2)の確認証の再交付、追加交付、書換交付等について、必要な事項を定める。
- (4) 知事は、その職員に、出張理容等を行うために使用する設備、用具等を管理する場所等に立ち入り、検査をさせることができる。
- (5) (1)の検査の手数料は1件につき13,200円とし、(3)の確認証の再交付、追加交付及び書換交付の手数料は1件につき1,700円とする。
- (6) 出張理容等の業を行う上で必要な衛生上の措置は次のとおりとする。
  - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所等で行うこと。
  - イ 理容用又は美容用の資器材は、消毒済のものと使用済のものとを区分して衛生的かつ安全に収納して携行すること。
  - ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行すること。
- (7) 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - ア (1)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - イ (4)の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とするイを除き、平成21年10月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。